

# 紫波町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

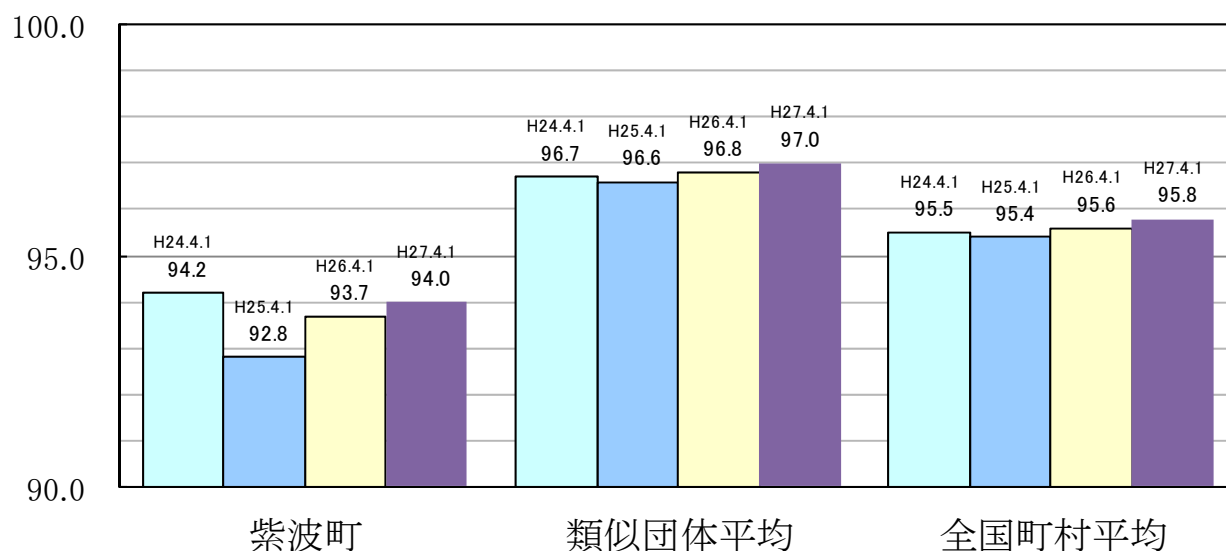
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 33,962	千円 14,409,353	千円 327,703	千円 2,112,837	% 14.7	% 15.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 211	千円 799,234	千円 138,813	千円 289,490	千円 1,227,537	千円 5,818	千円 5,748

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

#### (4) 給与改定の状況

##### ① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与A	公務員給与B	較差A-B	勧告(改定率)		
25年度	円	円	円	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合A	公務員の支給月数B	較差A-B	勧告(改定月数)		
25年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給額である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 一般職の職員の給料表について、国の例に準じ引下げ。  
 平成30年3月31日までの経過措置として現給保障を実施。  
 技労職員の給料表については、一般職の職員の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

平成28年度より国基準で実施(平成27年度以前は制度なし)

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国比較ベース)
紫波町	42.3歳	309,900円	359,812円	336,832円
岩手県	44.0歳	333,125円	399,011円	361,828円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.9歳	313,133円	381,214円	345,081円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
紫波町	48.0歳	27人	320,800円	350,182円	342,051円	—	—	—	—
うち用務員	50.0歳	17人	332,500円	359,370円	356,076円	用務員	54.6歳	200,300円	1.79
うち自動車運転手	45.7歳	4人	313,800円	362,750円	336,325円	自家用兼用自動車運転手	54.7歳	178,400円	2.03
うち学校給食	46.3歳	3人	313,300円	342,034円	329,817円	調理師	43.9歳	199,900円	1.71
うちその他	42.0歳	3人	271,500円	290,266円	282,791円	—	—	—	—
岩手県	50.8歳	290人	324,744円	358,178円	343,786円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141円	—	328,318円	—	—	—	—
類似団体	50.3歳	12人	293,609円	320,807円	310,221円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
紫波町	—	—	—
うち用務員	5,727,840円	2,774,400円	2.06
うち自動車運転手	5,725,600円	2,293,700円	2.50
うち学校給食員	5,340,808円	2,695,400円	1.98

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24年～26年の3カ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職（保育士・児童厚生員・社会福祉士）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紫波町	35.2歳	265,000円	284,215円	277,982円
岩手県	—歳	—円	—円	—円
国	42.3歳	332,279円	—	381,205円
類似団体	39.7歳	282,725円	311,950円	296,128円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紫波町	37.6歳	266,300円	292,207円	277,710円
岩手県	—歳	—円	—円	—円
国	46.7歳	316,503円	—	346,447円
類似団体	40.7歳	294,557円	336,697円	308,841円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(27年4月1日現在)

区 分		紫波町	岩手県	国
一般行政職	大学卒	174,200円	174,200円	Ⅱ種 174,200円
	高校卒	142,100円	142,100円	142,100円
技能労務職	高校卒	139,500円	139,500円	—
	中学卒	131,500円	131,500円	—
福祉職 (保育士・児童厚生員)	大学卒	168,900円	—	—
	短大卒	154,800円	—	—
看護・保健職	大学卒	168,900円	—	—
	短大卒	154,800円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上	経験年数20年以上	経験年数25年以上	経験年数30年以上
		15年未満	25年未満	30年未満	35年未満
一般行政職	大学卒	260,588円	346,242円	378,700円	383,567円
	高校卒	(該当者無し)	319,964円	354,033円	378,900円
技能労務職	高校卒	(該当者無し)	295,950円	317,067円	(該当者無し)
	中学卒	(該当者無し)	280,800円	311,200円	335,314円
福祉職(保育士・児童 厚生員・社会福祉士)	大学卒	(該当者無し)	(該当者無し)	349,100円	(該当者無し)
	短大卒	263,375円	321,786円	340,350円	(該当者無し)
看護・保健職	大学卒	280,833円	381,700円	(該当者無し)	261,600円
	短大卒	(該当者無し)	(該当者無し)	(該当者無し)	(該当者無し)

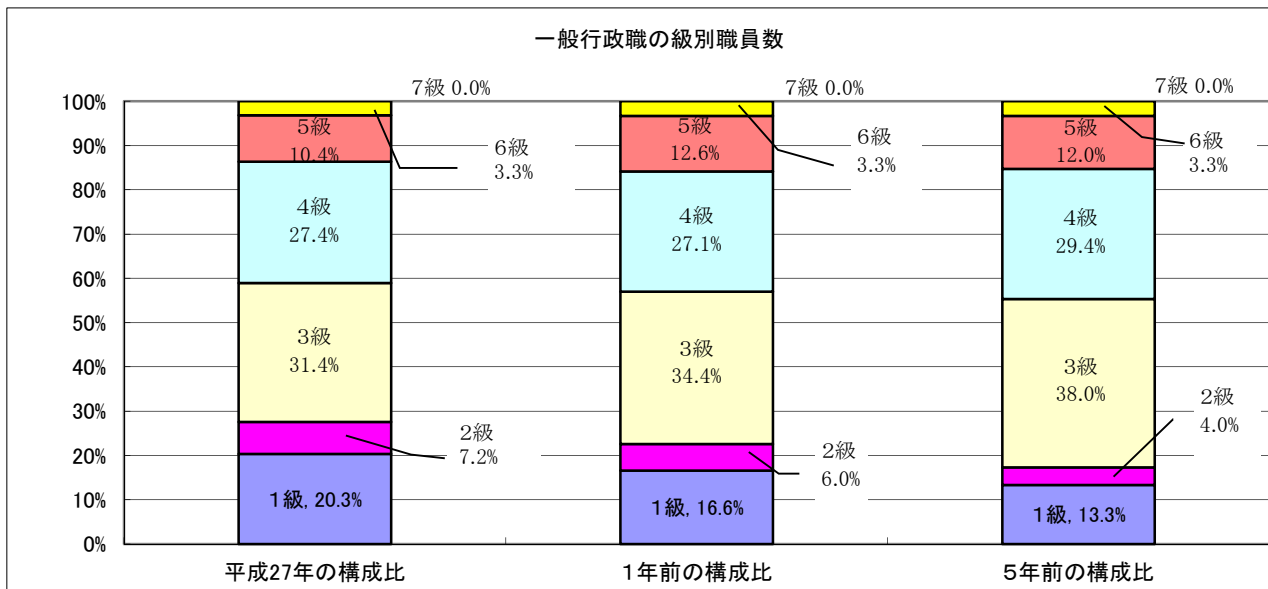
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	高度の知識経験に基づき困難な業務を所掌する部長の職務	人 —	% —	367,500円	456,200円
6級	部長の職務	人 5	% 3.3	322,100円	422,600円
5級	課長又はこれに相当する職務	人 16	% 10.4	290,700円	400,600円
4級	(1)室長又はこれに相当する職務 (2)困難な業務を処理する主査又はこれに相当する職務	人 42	% 27.4	263,500円	388,300円
3級	(1)主査又はこれに相当する職務 (2)主任の職務	人 48	% 31.4	224,600円	354,700円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 11	% 7.2	187,700円	308,000円
1級	定型的な業務を行う職務	人 31	% 20.3	137,600円	244,900円

(注) 1 紫波町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給前1年間に係る当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明に基づき、当該職員が次の①～⑤に掲げる区分のいずれかに該当するかに応じ、それぞれに定める号給数を昇給させることとしている。

- ① 勤務成績が極めて良好である職員 8号給以上
- ② 勤務成績が特に良好である職員 6号給
- ③ 勤務成績が良好である職員 4号給（職務の級が7級である者は3号給）
- ④ 勤務成績がやや良好でない職員 2号給
- ⑤ 勤務成績が良好でない職員 0号給

ただし、55歳を超える職員については、2号給までとしている。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

紫 波 町	岩 手 県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,315 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,652 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.55 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### ○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の①～④に掲げる区分のいずれかに該当するかに応じ、それぞれに定める範囲内で、任命権者が、その反映させる率を定めています。

① 勤務成績が特に優秀な職員	100分の102.5以上100分の165以下
② 勤務成績が優秀な職員	100分の91以上100分の102.5未満
③ 勤務成績が良好な職員	100分の79.5
④ 勤務成績が良好でない職員	100分の79.5未満

### (2) 退職手当 (27年4月1日現在)

紫 波 町	国
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続 20 年 20.445 月分 勤続 25 年 29.145 月分 勤続 35 年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%) 1人当たり平均支給額 22,765 千円	(支給率) 自己都合 25.55625 月分 勤続 20 年 20.445 月分 勤続 25 年 29.145 月分 勤続 35 年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当 (27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
(支給該当地域無し)	0 %	0 人	0.0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

#### (4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		508 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		26,756 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		7.9 %		
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊自動車運転手当	右記の業務に従事した職員	グレーダ、ロード・ローラ又はカタピラを有する自動車の運転に1日4時間以上従事	74千円	日額350円
税務手当	税務主管に所属する職員	町税の賦課及び徴収に関する事務に従事	308千円	主査以上 月額2,000円 その他職員 月額1,700円
感染症防疫等作業手当	感染症等の防疫に従事する職員	感染症等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症等の患者若しくは感染症等の疑いのある患者の救護若しくは感染症等の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事		日額700円
死体処理作業手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第1条に規定する行旅死亡人の処理作業に従事		1体当たり 1,500円
道路上作業手当	自動車の運転業務を本務とする職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕作業その他の作業で町長の定めるものに従事	126千円	月額3,500円
結核検診間接撮影介添手当	右記の業務に従事した職員	結核予防法（昭和26年法律第96号）第4条第3項の規定による健康診断のうち、エックス線検査の間接撮影の介添に従事		日額200円
用地等交渉手当	右記の業務に従事した職員	土地、家屋その他の物件の買収、移転若しくは補償又は土地境界査定のために、相手方に向いて直接交渉（国、地方公共団体その他町長が定める者との交渉を除く。）に従事		日額250円
特殊現場作業手当	紫波浄化センターに勤務する職員	勤務環境の劣悪な作業現場において、当該作業場の作業に従事		月額2,000円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	60,756千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	299千円
支給実績（25年度決算）	89,078千円
支給対象職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	432千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 配偶者がいない場合の1人目 月額11,000円 *16～22歳の子 5,000円加算	同		千円 30,052	円 252,535
住 居 手 当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員で、 ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円超 (家賃額-23,000円)×1/2 +11,000円 月額上限27,000円	異	単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対する住宅手当の支給	千円 12,453	円 264,960
通 勤 手 当	通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である職員(鉄道・バス等利用) 月額上限45,000円 通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上である職員 月額上限29,800円	異	同左 月額上限55,000円 同左 月額上限31,600円	千円 10,481	円 58,883
管 理 職 手 当	給料月額に支給割合を乗じて支給 部 長 11/100 課 長 8/100～6.5/100 事務局長 6.5/100 主幹・保育所長・児童館長・給食センター所長 6.5/100			千円 16,056	円 501,744
休 日 勤 務 手 当	休日等における勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じて得た額を支給	異	勤務1時間当たりの支給額の算出方法に相違有り	千円 1,115	円 15,932
宿 日 直 手 当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に支給 1回につき4,200円	同		千円 1,033	円 7,487
管理職特別勤務手当	休日等に4時間以上勤務した管理職手当支給対象となる職員に支給 週休日(4～6時間) 日額4,000円 週休日(6時間以上)日額6,000円 平日深夜 日額3,000円			千円 0	円 0
寒 冷 地 手 当	毎年11月から翌年3月までの各月において、世帯等の区分に応じて支給 世帯主で扶養親族がいる職員 各月支給額17,800円 " 扶養親族がいない職員 各月支給額10,200円 その他の職員 各月支給額 7,360円	同		千円 15,655	円 64,424
災 害 派 遣 手 当	滞在期間及び施設の利用区分に応じて支給 公用施設等 3,970円/日 その他の施設 30日以内 6,620円/日 30～60日以内 5,870円/日 60日超 5,140円/日			千円 1,876	円 1,876,100
児 童 手 当 (H24.4.1改正)	中学校第3学年までの子を監護養育している職員に支給 3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了・第2子まで 月額10,000円 3歳以上小学校修了・第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円	同		千円 16,255	円 235,580



## 5 特別職の報酬等の状況（27年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	741,000 円 ( 780,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 920,000 円 / 333,000 円	
	副 町 長	591,700 円 ( 610,000 円)	760,000 円 / 422,200 円	
報 酬	議 長	338,000 円 ( 円)	499,000 円 / 227,000 円	
	副 議 長	275,000 円 ( 円)	430,000 円 / 182,000 円	
	議 員	248,000 円 ( 円)	400,000 円 / 157,000 円	
期 末 手 当	町 長	(26年度支給割合)		(加算措置の状況)
	副 町 長	2.95 月分		15 %
退 職 手 当	議 長	(26年度支給割合)		(加算措置の状況)
	副 議 長 員	2.95 月分		15 %
退 職 手 当	町 長	(算定方式)		(1期の手当額)
		給料月額×在職月数×40.38/100		15,118.3千円
	副 町 長	給料月額×在職月数×23.28/100		6,816.4千円
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

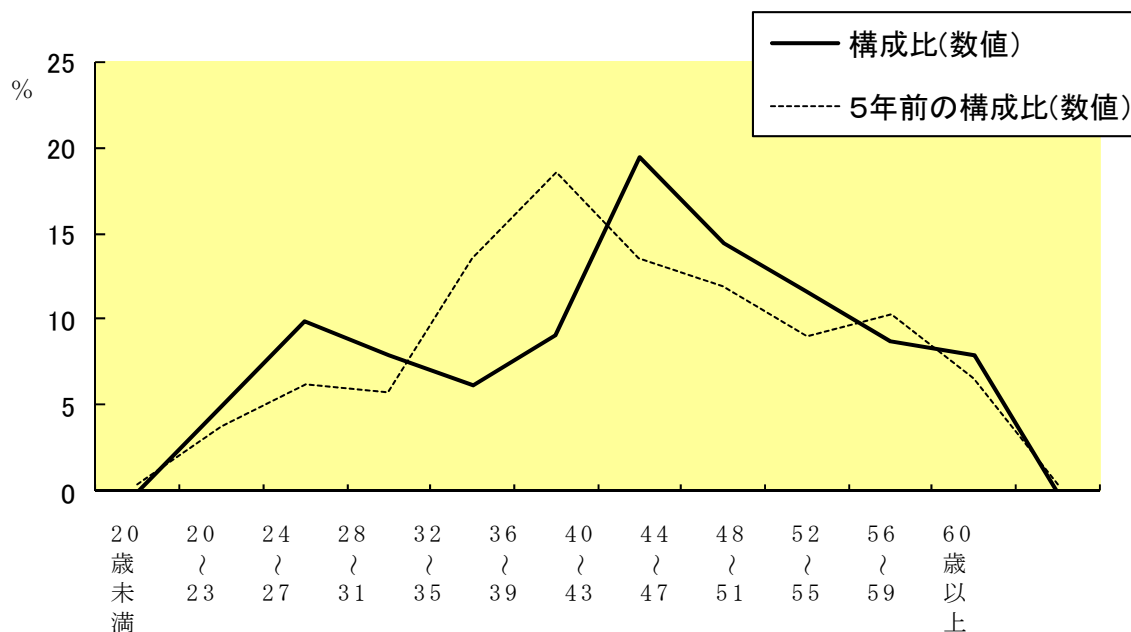
部 門	区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部	議 会	2	2		欠員補充による増員 欠員補充及び古館保育所一時業務拡大による増員 一部事務組合設立準備室への派遣、業務増による増員
		総 務	49	49		
		税 務	13	14	1	
		民 生	55	58	3	
		衛 生	15	17	2	
		労 働	—	—		
		農 林 水 産	17	17		
		商 工 土 木	5	5		
	計	174	180	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.42 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.90 人)	
	部 門	教 育 部 門		38	36	△ 2
消 防 部 門		—	—			
小 計		212	216	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.10 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.07 人)	
公 営 会 企 計 業 部 等 門	水 道		5	3	△ 2	岩手中部水道企業団派遣職員減員 建設部長が下水道課長取扱いを兼ねることによる減員
	下 水 道		9	8	△ 1	
	国 保		4	4		
	介 護		7	9	2	
	そ の 他		3	2	△ 1	
小 計		28	26	△ 3		
合 計			240	242	△ 5	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.82 人
			[ 305 ]	[ 305 ]	[ — ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員(教育長を含む)数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

## (2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）

（注） 職員数は一般職に属する職員（教育長を除く）数である。



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成27年	人 —	人 12	人 24	人 19	人 15	人 22	人 47	人 35	人 28	人 21	人 19	人 —	人 242
平成22年	人 1	人 9	人 15	人 14	人 33	人 45	人 33	人 29	人 22	人 25	人 16	人 1	人 243

## (3) 職員数の推移

（単位：人、％）

部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	175	176	176	178	174	180	5(2.9)
教育	35	35	35	35	37	36	1(2.9)
消防	—	—	—	—	—	—	—
普通会計計	210	211	211	213	211	216	6(2.9)
公営企業等会計	33	32	33	31	28	26	△7(△21.2)
総合計	243	243	244	244	239	242	△1(△0.4)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数（教育長除く）。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。